## 事業の種類と内容

	作業道等整備事業	特用林産物造成事業
事		
業	特用林産物の経営を目的とした、作業	特用林産物の清算環境整備、栽培地
の	道の開設及び改良、並びにモノレー	造成、特用林産物の新植、改良及び補
内	ル、索道等の機械器具の設置	植等
容		
補		(1)生産環境整備(竹材粉砕機、防獣
助		設備、小型運搬車等)
対		(2)栽培地造成(整備費、耕うん費、土
象		壤改良費等)
ا ع	作業道の開設、改良	  (3)新植(地ごしらえ費、苗木費、植付
な	モノレール、索道等の機械器具の設置	費、施肥費等)
る		(4)改良(不良木材の伐採整理費、苗
経		木費、施肥費等)
費		(5)補植(苗木費、植付費、施肥費等)
補	・ 1 施行地が概ね 0.05ha 以上	
助	・ 1 施打地が概ね 0. 05na 以上 ・ 作業道延長が概ね 50m以上	
要	・ 作業道幅員は 3m以下	
件		
補		
助	<ul><li>・農林業者の組織する団体(受益戸数3戸以上)</li><li>・森林組合、生産森林組合、農業協同組合</li></ul>	
対		
象		1位口
者		
補		
助	事業に要する経費の 4/10 以内	事業に要する経費の 3/10 以内
率		

※このほかの詳細については、八女市役所 林業振興課までお問い合わせください。